

公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求め
る決議

自治体が発注する公共工事や委託事業において、ダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下となっている。これは、ワーキング・プアを生むだけでなく、公共サービスや建築物の質の劣化・事故を招くことにつながっている。

事態打開のため、国土交通省は、公共工事設計労務単価を引き上げ、「適切な賃金水準の確保や社会保険加入」を業界団体や自治体に要請した。しかし、現場労働者の処遇は、政府の意図どおりには改善されていない。

こうしたことから、現在、「公契約条例」の制定が各地に広がっている。これは、発注額と労働者の賃金の適正化により、公務・公共サービスの質、事業者の健全経営、労働者の暮らしの安定と技能向上を確保し、地域循環型経済の確立を目指し、住民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現しようとするものである。

本町においても、町が発注する公共工事や業務委託について、適切と考える賃金・報酬が、事業に従事する労働者に確実に支払われるよう、公契約条例の制定に向けた検討を行うよう、町議会として強く求めるものである。

以上、決議する。

平成28年3月15日

海 田 町 議 会